

## ■亀岡市

制度名	制定年月	対象者の要件	内 容
亀岡市企業立地促進条例	H17.6	<p>○製造業、情報関連産業及び自然科学研究所並びにその他市長が特に認める事業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、増設及び建替え</li> <li>・投下固定資産総額 5,000 万円以上</li> <li>・常時雇用従業員が新設にあつては 5 人以上増加、増設及び建替にあつては 3 人以上増加</li> <li>・常時雇用従業員のうち本市に住所を有し、かつ新規に雇用する者が 1 人以上</li> <li>・市内の工業地域、準工業地域及び市長が指定する地域</li> </ul>	<p><b>企業立地奨励金</b></p> <p>○指定工場等に係る固定資産税額及び都市計画税額に相当する額以内で市長が認定した額（3 年間）</p> <p><b>雇用促進奨励金</b></p> <p>○市内在住の新規雇用者 1 人につき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者雇用 50 万円</li> <li>2 正規雇用 40 万円</li> <li>3 1, 2 以外 10 万円</li> </ol> <p>○交付対象となる雇用期間は、操業日の半年前から 2 年間で、一定期間の継続雇用が必要</p> <p>○1 指定工場あたり 2,000 万円を限度</p>
亀岡市商工業振興公共下水道助成金交付要綱	H19.1	<p>○公共下水道区域に事業所を有する商工業者で次の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の下水道排水量が使用施設 1 箇所につき、30,000 m<sup>3</sup>を超える事業所</li> <li>・市内在住従業員を 10 人以上雇用している事業所</li> </ul>	<p><b>助成金</b></p> <p>○（年間排水量－30,000 m<sup>3</sup>）× 1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金×10%</p> <p>※ 1 m<sup>3</sup>当たりの超過料金 420 円（平成 26 年度第 2 期分から）</p> <p>○限度額 800 万円</p>
亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱	H25.4	<p>○製造業、情報サービス業、自然科学研究所に該当する中小企業者で、平成 27 年 4 月 1 日以降に新たに市民を 6 カ月以上正規雇用した者</p> <p>※企業立地奨励金の適用期間の事業所は除く</p>	<p><b>助成金</b></p> <p>○対象労働者 1 人 30 万円</p> <p>※障害者の場合は、10 万円を加算</p> <p>※40 歳未満で市内の小中学校、高等学校または大学の卒業者の場合は 8 万円を加算</p>
亀岡市ものづくり産業経営安定化支援助成金交付要綱	H26.12	<p>○市内に事業所を有する商工業者で、1,000 万円以上の製造設備（償却資産）を導入した者</p> <p>※企業立地奨励金の適用期間の事業所は除く</p>	<p><b>助成金</b></p> <p>○固定資産税相当額（固定資産税課税標準額×1.5%）</p> <p>※ 1 設備につき 1 回に限る</p>